

中央防災会議
防災対策推進検討会議
首都直下地震対策検討ワーキンググループ
第6回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策推進検討会議
首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第6回）
議事次第

日 時：平成24年8月6日（月）13:00～15:00

場 所：合同庁舎5号館防災A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・実動部隊間の連携、派遣体制のあり方について
- ・交通の確保体制のあり方について
- ・その他

3. 閉 会

開 会

○藤山（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中央防災会議 防災対策推進検討会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ」の第6回会合を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。
会議の開催に当たりまして、中川防災担当大臣からごあいさつ申し上げます。

中川大臣挨拶

○中川大臣 皆さん、連日ありがとうございます。今日は6回目の会合ということで、これまで非常に濃密な議論をしていただいております。感謝を申し上げたいと思います。

7月31日の第13回「防災対策推進検討会議」では、「防災対策推進検討会議」の最終報告をまとめたところであります。また、このワーキンググループの中間報告については、7月19日の同会議に御報告をさせていただきました。本日は中間報告の引き続き検討すべき主な事項のうち、実動部隊間の連携、派遣体制のあり方、交通の確保体制のあり方、この2つについて御議論をいただきたいと考えております。

発災後、救命・救助、物資の調達、輸送等の応急対策活動が行われますが、東日本大震災における課題等を踏まえて充実を図っていくことが重要であります。また、膨大な人口を有する首都地域では、人命救助や緊急物資輸送に係る車両の通行の確保等も大きな課題であると考えております。これらの課題について、今日もまた活発な御議論を進めていただきますようお願いをいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

本日御都合により御欠席されている●●の代理として株式会社ローソンの●●様です。
●●の代理として日本経済団体連合会の●●様です。●●の代理として横浜市危機管理監の●●様です。それぞれ御出席いただいております。

なお、本日は、●●、●●、●●は御都合により御欠席です。

それでは、お手元にお配りしております本日の資料を確認させていただきます。

座席表、議事次第、委員名簿、資料ナンバーが1～5番までございます。また、5番のほかに資料5別添、その後、参考資料が1～5までございます。

あと、横浜市提供のガイドブックの小さな冊子を2冊配付してございます。

また、委員の皆様には、災害応急対策に係る現行の計画の資料として、前回のワーキンググループでも配付いたしました資料を卓上に配付させていただいております。右肩に資料2と書いてございます。混乱を招くかもしれません。済みません。これは前回の資料ナンバーの2という意味でございます。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、以降の進行は●●にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ ●● まず、議事に入ります前に、議事概要、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

議事概要は会議終了後、速やかに発言者を伏せた形で公表することとし、また、詳細な議事録につきましても、発言者を伏せた形で作成し、委員の皆様に御確認をいただいた上で、本ワーキンググループの終了後1年を経過した後、公表することとしたいと思います。よろしく申し上げます。

また、本日の会合の後、記者へのブリーフィングを予定しております。本日の議論を踏まえ私からブリーフィングいたしますが、主査の立場からの発言を行うこともあると思いますので、その点、御留意いただければと思います。

また、本日の資料につきましては、すべて公開とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、7月31日に決定されました「防災対策推進検討会議」の最終報告について、この中に首都直下地震対策に関連する内容も含まれておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

資料説明

○藤山（事務局） では、お手元に参考資料3、参考資料4を御用意ください。

先ほど大臣のごあいさつにもありましたように、7月31日に、このワーキンググループの上位の会議となります「防災対策推進検討会議」の最終報告というものがまとめられています。冊子の最終報告の方は参考資料4でございます。時間も限りがございますので、全体をまとめております参考資料3、A3の資料に基づきまして説明させていただければと思います。

まず、最終報告の副題といたしまして「～ゆるぎない日本の再構築を目指して～」という副題を付けております。

第1章に、災害対策に取り組む基本姿勢として、災害に強くしなやかな社会の構築のためにということで、災害の復興に当たりまして、強くしなやかな社会の構築をする必要があるという思いが込められています。

その下の四角の枠組みを見ていただきますと、災害から国民を守り、国を守ることは政治の究極の責任である。

あと「国難」というべき大規模災害を意識する。ここにつきましては、南海トラフの巨大地震、首都直下地震あるいはこれから想定される火山の噴火等を例示として挙げております。

「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らない。「防災の主流化」という言葉を

掲げておりますけれども、東日本大震災を受け、さまざまな反省の下に、これから行政機関だけでなく、民間も含めてあらゆる事柄に関して防災というものを意識しながら物事を進めていくという、可能な限りの備えを怠らないという考え方を示しております。

4つ目の◎で、災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を行う。

2つ飛ばしまして最後の行ですけれども、「防災先進国日本」を世界に発信するということも掲げられております。

右側の第2章のところでございますけれども、防災政策の基本原則ということ。これにつきましては、災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を図っていくということで、それぞれのフェーズごとの考え方をまとめています。

まず前提となる事項、その後、事前の備え、発災後の対応、被災者支援と復旧・復興、それぞれについて減災という考え方を徹底すると掲げております。

今後重点的に取り組む事項として第3章、真ん中に掲げておりますけれども、防災政策の基本原則を踏まえて、具体的に取り組む事項として5節掲げております。

第1節といたしまして、災害から生命を守り、被害者の暮らしを支え・再生する取組。

1つ目として、災害から生命を守るための初動対応ということで、1つ目の○ですが、災害応急対策の第一の目標は、人の命を救うことであり、発災当初の72時間は人命救助及びこのための活動を最優先として人的・物的資源を配分する。

また、当ワーキンググループでも議論になりましたが、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と、被災者が生活する場所としての避難所を明確に峻別する。

災害拠点病院を始め、被災地内外の医療機関の間で、より有効な災害時医療活動が展開できるように、連携方策をあらかじめ構築すべき。また、この項目には、本文の方には海外への情報発信の重要性についても述べられております。

大きな2つ目といたしまして、被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援ということで、災害対策基本法に被災者支援の理念や基本的事項を明記し、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用もこれに基づいて行うべきと掲げております。

また3つ目の○に、災害時要援護者名簿の作成などについて、災害対策基本法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべきと述べられています。

本報告書の中では、この部分で被災地への物資の円滑な供給あるいは広域避難についても述べられております。

大きな3つ目、ライフライン等の被害からの早期回復。これらも当ワーキングでも議論いただきました早期回復について、あらかじめ迅速化のためのマニュアルの整備等を行うべきという文章で述べられております。

真ん中に行きまして第2節、災害発生時対応に向けた備えの強化といたしまして、災害即応体制の充実・強化ということで、職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携等による体制の充実、政府全体の防災総括部門の位置付けの明確化等が述べられております。また、本文にはこの部分で政府全体の業務継続方針の策定あるいはバックアップ等も述べ

られております。

また、情報につきまして真ん中の○でございますが、総合防災情報システムについて、本来必要とされる情報の収集・提供が行われるよう、早急に抜本的改革を図るべきという記載。

大きな2つ目、自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方ということで、1つ目の○の中に、災害緊急事態における緊急措置の範囲は経済的措置等に限定されているけれども、帰宅困難者対策や治安維持等の観点から、範囲を拡大する必要はないか検討すべきだと述べられております。

第3節に参ります。右側でございます。災害を予防するための多面的な取組ということで、防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働ということで、防災の基本理念として減災、自助・共助・公助等を法的に位置づけるべきである。また、災害文化の継承・発展、災害に強い国土・地域・まちの構築。最新の科学的知見を反映した防災対策等について述べられております。

第4節といたしまして、復興の基本的な方針を策定して、復興本部の設置等を可能とする復興の枠組みをあらかじめ法的に用意すべきということで、迅速かつ円滑な復興への取組みということで、当ワーキングでも議論されたことがここで述べられております。

第5節、国の総力を挙げた取組体制の確立が述べられております。

全体のとりまとめと今後の充実に向けてということで、必要な制度の早急な改善と拡充あるいは具体的な対策の推進を述べられておりまして、引き続き制度の対策のさらなる改善というものをまとめております。

この推進検討会議自体は最終報告が7月31日にとりまとめましたけれども、会議自体は存置されます。ということで、この「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」といたしましても、またこれから議論を重ねまして、最終的なとりまとめにさせていただいた後、この検討会議の方に御報告していただくという運びになろうと思っています。

簡単ですが、説明は以上です。

○ ●●● 以上は7月31日の検討会議の報告でございます。

続きまして、今日の議題であります「実動部隊間の連携、派遣体制のあり方について」を議論したいと思います。初めに、関係省庁から資料の説明をした後に議論に移りたいと思いますので、まず消防庁の方から説明をお願いいたします。

○消防庁 消防庁でございます。

緊急消防援助隊について御説明を申し上げます。緊急消防援助隊というと、法律上は隊のことを指すわけですが、通常使う言葉としては、日常は自ら所属する市町村を守っている消防職員、消防隊が、都道府県域を超えて広域応援出動するシステムだと御理解いただいて、お話を進めたいと思います。

資料は第3回目にも一部紹介いただきましたので、はしりながら説明させていただければと思います。平成7年6月、阪神・淡路の教訓を踏まえて発足をいたしまして、以降、

体制の整備とか、隊の機動力の向上に努めてまいりました。東日本大震災までに計 24 回の出動事例がございます。

全国の消防本部から登録された部隊数が 4,431 とありまして、概要の●の 1 つ目に基本的な事項に関する計画を策定するとあります。これを基本計画と通常呼んでおりますが、その計画上、25 年度末に 4,500 隊を目標にしておるところであります。

その過程で平成 21 年 3 月、首都直下地震で想定される火災に対応することを主眼に、消防部隊を中心に 500 隊、目標 4,000 隊から 4,500 隊に 500 隊の増大をした経緯がございます。

次のページに行ってくださいまして、出動スキームでございますが、左の上、災害発生市町村の属する都道府県知事から、消防庁長官に要請がありまして、基本的にはぐるっと反時計回りに回るような形で、消防庁の長官から他の都道府県知事、そしてその他の都道府県知事から応援出動の措置の求めを管内の市町村長にいたしまして、災害発生市町村が所属しない都道府県の中の消防隊がいろんな消防本部から出てきて、緊急消防援助隊を都道府県隊という形で組織して被災地に向かう、このようなスキームになっております。

阪神・淡路大震災では通信途絶でなかなか要請が来なかったという経験がございましたので、被災県知事の要請を待たずに消防庁長官が他県の知事に求めを発するというような規定が追加されたというようなこと。あるいはオレンジ色の矢印の部分ですが、こちらは東海地震級の大規模災害とか、毒性物質による特殊災害、NBC 災害の場合などに限って適用できる、消防庁長官の緊急消防援助隊出動指示の場合を表しておりますが、県からその要請を受けた場合、あるいは指示の場合、基本的な手続の流れが変わるものではございません。

次のページに行ってくださいまして、緊急消防援助隊の出動計画でございます。特定の災害を前提としない場合については、左下の方にある基本計画に基づく対応のパターンを決めております。若干字が細かくて恐縮でございますが、被災した個別の都道府県に対して派遣される指揮支援隊に加え、実動部隊、消火隊や救助隊といった部隊を派遣する、近隣の都道府県から成る第 1 次出動都道府県、それでも不足する場合に追加投入する、更に周辺の団体を出動準備都道府県として、陸上及びヘリコプターによる航空部隊を被災都道府県ごとに指定しているところでもあります。

それとは別に右上のところになりますが、政府として応急対策活動要領を策定している 3 つの地震について、東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震については、広範囲に被害が生じて迅速な部隊の派遣が可能になるよう、被害想定を基にアクションプランを策定して、それに基づいて動くということを基本としております。

次のページに参りまして、首都直下地震のアクションプラン、このようにつくっております。左の部分の 2 番目、適用基準といたしまして、被災地域の 4 都県中 2 以上の都県で震度 6 弱、特別区を含む場合は震度 5 強以上の地震が発生した場合に、このアクションプランの言わばスイッチが入るという形になります。

右上に参りますが、応援編成計画といたしまして、被害想定に基づいてその県内の消防力では不足すると見込まれている1都3県が応援出動対象の都県と見ております。それぞれに第一次、第二次というような形で近い県から順に割り振りをしている。東京都については、被害が非常に拡大しかねない都市という大きな要因がございますので、第三次応援という、足りなければ集中的に部隊を投入するつくりになっております。第四次応援以降については仕切りがないわけでございますが、更に足りない場合にそれぞれ必要なところへ、基本的には近いところからアクセスの早い順、早いところから部隊を割り振っていくとなっております。

その計画の中では応援先に即して、各都道府県の陸上部隊が向かっていく集結場所とか、応援先に応じた進出拠点まで既に定めております。

航空部隊につきましては、ヘリコプターの機体特性とか、任務の優先順位、そういったことを考慮いたしまして、情報の収集あるいは救助など任務を割り当てているほか、全部が応援に出たらそのエリアの災害も何があるかわからないということも当然ございますので、出動後のブロック内の災害対応ということも考慮しまして、残留機体の優先順位も決めているところでございます。

次のページに参りまして、東日本大震災を踏まえて、どのような形で機動力等の向上を図っているかということでございます。

消防審議会において、東日本大震災における緊急消防援助隊の活動について、私ども事務方から紹介をいたしました。スライドの下側に楕円に囲まれているところでございますが、全国の応援活動の関係者の意見等を基に、浮かび上がった課題について、県の消防機関の実務者による連絡会議での検討状況などを集約したわけでございますが、そういったことも審議会の場に提示いたしまして、7か月にわたり議論が行われました。大枠の方向性として、長期に及ぶ活動への対応、確実、迅速な部隊投入ということが示されたところでございます。これらについて、実現できるものから取組みつつあるということで、最後のページをごらんいただければと思います。

23年度の補正予算によりまして、左上の写真が5つある中で、左上が燃料補給車であります。東日本大震災では緊急消防援助隊が自活するような形になって、被災地においてガソリン供給にかなり苦慮したというようなことがあったものですから、こういった車を配備することで、なるべくそうした対応にプラスになるようにということでございます。

資機材とか人員の搬送車であるとか、野営をするような資機材、テントなどそういったことも、通常の消防装備で十分ということではありませぬので、こういった大災害用ということで一定の数、配備したということでございます。

右に行きまして、受援体制の向上に向けた調査検討ということで、緊急消防援助隊が行ったときの広域活動拠点とありますが、受援機能をどういうふうに高めていくかというようなこととか、橋が落橋している、あるいは土砂崩れで陸路が寸断されているといったことに対して将来的にどのように対応するか、ヘリコプターによって車両を空輸するという

ことなどについても研究を進めているところであります。

下に参りまして、左側が陸上の部隊の動態情報システム、右側がヘリコプターに積む動態情報システム、それぞれ整備を進めておりまして、左側の陸上については新しいデータ、情報などをそれぞれの部隊が共有できるよう、つい先般システムの更新を行ったところであります。

ヘリコプターの動態管理システムについては、今はまだ実証実験という段階でありまして、現場でミッションが重複することが少なくなるようにといったことなどを観点に、研究しているところでございます。

首都直下地震の被害想定の見直しということも間近でありまして、そうした見直しなどに的確に対応しながら、今後とも、ハード、ソフト両面で機動力の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○ ●● ありがとうございます。

それでは、資料の方を続けて説明してもらいます。

次に、海上保安庁の方から説明をお願いします。

○海上保安庁 海上保安庁の環境防災課長の●●でございます。よろしく申し上げます。

海上保安庁では、東日本大震災に対し、発災当初から全国に配備する巡視船艇、航空機を東北から関東に至る太平洋側に集結させまして、搜索、救助活動、緊急輸送路の確保、支援物資の輸送、福島第一原発の周辺海域における警戒監視などの活動を実施してきております。

資料のタイトルはここにありますように「東日本大震災に対する海上保安庁の活動状況」となっておりますが、大震災への対応状況と今後の取組みについて触れさせていただきたいと思っております。まず、災害応急対応について御説明いたします。

2 ページ、海上保安庁における被災者の搜索・救助等とございますが、まず、そのうち搜索・救助でございます。発災直後におきましては、人命救助を最優先に、巡視船艇や航空機を使いまして被災状況等の情報を収集いたしました。漂流した船舶に取り残された方や、陸上の孤立者または傷病者等の救助活動を実施してきております。現在もまだ多くの方が行方不明のままです。ことから、船艇・航空機、潜水士による搜索活動を引き続き継続しております。

真ん中ではありますが、火災消火・危険物対応でございます。中段の写真ですが、これは昨年3月11日に発生いたしました千葉県沿岸に所在するある石油会社の爆発を伴うLPGタンク火災の様子でございます。消防機関等と連携しながら、消防船等による消火活動を実施いたしました。

3 ページ、輸送路の確保とタイトルがございまして、原発周辺海域の警戒監視です。福島第一原発の事故に対しましては、警戒区域が海域にも設定されておりまして、通航船舶が警戒区域内に立ち入らないように航行警報を発出いたしております。周辺海域に巡視船

を配備し、監視警戒を実施してきております。

(2) 緊急輸送路の確保でございますが、今回の震災では、津波の襲来によりまして多くの港湾施設が被災いたしました。コンテナ、車両、船舶等の流出物などにより、港湾への船舶の入港が困難な状況になりました。そのため、緊急輸送路をいち早く確保するために、国土交通省港湾局と連携いたしまして、港湾局等が港湾内の主要航路に沈没したコンテナとか車両などを引き上げて、その後に当庁の測量船が水深を確認するための水路測量というのをやりました。そういう流れで港湾の航路警戒活動を実施したところでございます。

(3)、下段の方でございますが、航行安全の確保についてです。沖合の航路障害物につきましては、航行警報を発出して情報提供を行いまして、巡視船による無人漂流船を曳航いたしました。海上漂流物については、当庁委託の民間回収船による回収も行っております。

4 ページ、被災者への物資輸送・現場支援でございますが、救援物資につきましては、自衛隊等の他機関とも連携しながら、巡視船やヘリコプターを使用して、毛布、食料、飲料水、燃料等の輸送を実施いたしました。その他、入浴支援ですとか、離島における孤立避難者等の状況確認なども実施しております。

以上、簡単でございますが、東日本大震災における海上保安庁の災害対応でございます。

海上保安庁では、今回の震災におきまして、現場の海上保安部等の事務所が被災し、被害の範囲が広範囲に及ぶなどいたしましたので、その教訓を基に、今後発生することが予想される首都直下地震等の各地震に備えた取組みとして、ここに御紹介しております災害対応体制の強化を実施しております。

海上保安庁の災害対応体制の強化とタイトルがございますが、最初に、(2) 平成 24 年度取組の①巡視船艇の整備でございます。今後発生が懸念されております南海トラフ、首都直下といった地震に備えまして、広域かつ大規模な救出・救助活動や被災者の支援活動を迅速かつ的確に展開する必要があることから、全国の保安部署の被災に備える必要があるということを考慮いたしました。輸送能力や給水能力などの災害対応能力を強化し、かつ、指揮機能に優れた大型巡視船の整備を計画しております。

また、臨海施設の火災も想定されますので、迅速かつ効率的に消火活動を行うため、消防能力等を強化した巡視艇の整備も計画しております。

(2) の②のところでございますが、救難・防災資機材の整備でございます。現場第一線における救難・防災能力の向上を図るために、各種救難・防災資機材のさらなる充実を図ることとしています。

③航路標識の防災対策についてです。航路標識が倒れてしまう、倒壊や消灯により船舶の航行の安全が阻害される可能性があるものですから、それを防ぐために航路標識の耐震補強ですとか、航路標識用電源の自立型電源化（太陽電池化）を推進することとしております。

資料にはございませんが、首都直下地震が発生し、首都中枢機能が失われた場合には、立川にあります広域防災基地に指揮機能に移転することも視野に入れて対応することとしております。また、現在、業務継続計画についても見直しを鋭意進めているところでございます。

海上保安庁からは以上でございます。

○ ●● ありがとうございます。

引き続きまして、防衛省から説明をお願いします。

○防衛省 防衛省の国民保護・災害対策室の●●でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしましたペーパーで説明させていただきますけれども、私どもだけ表題が「課題」ということになっておりまして、今から説明する我々の震災対処計画だとか、想定される被害の大きさから、自衛隊のマンパワーというのはどれだけ適正な数が投入できるのか、そのためにどういった連携をしていかなければいけないかというところの問題認識を御説明したいと思っております。

まず、自衛隊の首都直下地震対処計画でございますけれども、これは東日本大震災の反省、各省庁、研究機関で行われております議論を踏まえまして、防衛大臣から本年4月から12月まで暫定的なもので構わないと。これは現在、政府で行われている検討がまだ途上でございますが、これを待っているのはいつ発生してもおかしくないという首都直下地震に対応を損ねるということから、計画の見直しが指示されました。

これに基づきまして、見直し案をマグニチュード8.2、最大震度7ということで、先般14省庁、各自治体も含めて演習を行ったところでございます。

2枚目をおめくりください。ただ、その演習におきまして想定したものは、過去最大規模と言っておるのですけれども、我々は東日本大震災で正面と後方、この正面といいますのは直接救出活動とか救援活動に当たる人、これを支える後方というのは、後方地域でこの人たちの休養であるとか、物質の補給であるとか、そういった一線には出ないけれども、支える人たちを含めて、10万人態勢で当たりました。10万人態勢で当たって、死者、行方不明者の方々が2万人の災害規模であったわけでございます。

他方で、首都直下地震は死者数が少ないと見積もられておりますけれども、負傷者数は14万7,000人。よく負傷者を救うのにどのくらいのマンパワーが必要かという議論がありますが、担架搬送では1人動けなくなる人がいると最低2人は必要なわけです。これは昨日のオリンピックのマラソンでも1人の女子選手の方が倒れられたときに陸軍の兵士が2人で肩を抱えて搬送していたことから明らかです。それが14万人から超える人たちの負傷者が出る。では一体この人たちを効率的に救うために何人が必要なのだという問題認識です。

加えて、首都直下地震、これは9,641人という数字が出ておりますけれども、今現在でも熱中症で亡くなる方が大変多くいらっしゃいます。我々演習をやっているときには非常

に暑かったのですけれども、エアコンが止まるとか、水が効率的に供給できなくなるといったことに伴って、いわゆる震災関連死の人たちがどれぐらい増えていくのだろうと。むろん、これは健常者の方であってもこの首都直下機能のところでも検討されておまして、帰宅困難という方々がいらっしゃいますので、何日か冷房のかからない、冷房の効かないところに残置された場合に、どれぐらい死者の方が累積的に出ていくのだろうというようなことを懸念として考えております。

そのような考え方から、いろいろな想定はあるのでしょうけれども、東日本大震災において、少なくとも我々が携わって、かつ、効率的には行えなかったことを、こういった首都直下地震とか、南海トラフ巨大地震に対応していくためには、実動省庁だけでいろんなことを行おうとしても無理があるだろうということで、次のページにございます物資輸送上の課題を「防災対策推進検討会議」でも取り上げていただきまして、報告に盛り込んでいただきました。

我々は全国の都道府県にある1個の駐屯地を拠点として、物資を航空基地に持っていき、その航空基地から仙台の方に持っていくという輸送スキームをつくったわけですが、3月16日につくって、たしか4月8日には集配をストップしました。これは需要と供給が全くマッチングしなかった。需要がどれだけあって、供給をどれだけ入れたらいいか。

供給された物資も、1つの段ボール箱の中に紙おむつと乾パンと水と毛布が混在していて、それを現地では仕分けすることができないということで山積みになっていった。この辺の事情は皆様よく御案内かと思えます。

したがって我々としては、政府、民間がスクラムを組んで、物流のノウハウに長けた、ノウハウを持ってらっしゃる民間輸送事業者の方々が運べないところ、例えば宮城県の大島や、冠水したままの仙台空港に米軍の輸送機が下りたときといったような、民間事業者でできないところの輸送というのは、我々は引き続きやっていくのだろう。むろん、これは実動の省庁さんも同じだと思います。

ただし、国土交通省の方で随分やっていた道路の啓開ができたときには、平素の輸送になるべく早く戻す、それが復興の一番の鍵であろうということで、民間輸送事業者になるべく早く参画していただくことが課題ではないかと考えております。

そういったことから敷衍しますと、課題の整理というのは、書いてあるのは2つございます。首都直下地震の発災時というのは、東日本大震災と比して非常に大量の負傷者が、今、申しあげましたように発災する時期によっては、その後に亡くなっていく方々がものすごく多く生じるのであろうと考えています。その中で、自衛隊は先ほど申しあげたように、私のような文官も含めても24万人しかおりませんので、全部フル動員しても、これら巨大な地震で東日本大震災と同じような活動、同じような比例配分はできないとするならば、自衛隊をどこへ優先的に対応させるのか、どんな体制をつくっていかなければいけないのか、実動機関の役割分担が必要であろうという問題認識です。

2番目は、人命救助とか障害物の除去といった、言わば一次的な災害が起きた段階の72

時間の対応なのです。首都機能の維持でございますが、これは実動省庁が首都機能維持していくためには、平常の首都の人たちの営みがなければうまくいかないわけです。先般発表された流通経済研究所のシミュレーションだと、ミネラルウォーターの在庫量というのは、最悪のシナリオベースだと首都直下の場合9日で消失する。その上、水道においても追加供給が得られない場合というのは、やはりこれも同様の9日間ぐらいで水道、ガスも止まってしまう、水の供給がなくなってしまう。我々、実動がどういうふうに体制をとって救援をしていくかというのにも考えなければなりませんけれども、東日本大震災でもコンビニエンスストアで飲料水がなくなって、我々も1人500mlを1つにしてくださいとか、2つにしてくださいといったことがありましたので、あれは多分、軽微なテストケースであったと思われま

す。物、物流、その生産などをトータルで考えないと、首都機能の維持とか回復というのは難しいのではないかと考えています。

したがって、我々が対応するべきところ、これはふだんであればそれこそ救援からお風呂、給水、給食までフルスペックに自衛隊が対応させていただいておるところでございますけれども、恐らく我々がこれから議論しようとするのは、実動のみのマンパワーや、やり回しだけでは解決するのが難しい問題があるのではないかと気がしております。

そういった被害想定、これは先般の首都直下地震に係る中枢機能確保検討会でも報告書にございました、PDCA サイクル、脆弱性の発見と継続的な改善というところが出ておりますけれども、こういったことについて、よりリアルに、関係省庁だとか民間団体とかひっくるめて検討していかないと、有効な対策にならないのではないかとという危機感を持っております。

防衛省から以上です。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、続きまして警察庁から説明をお願いします。

○警察庁 警察庁の方から「大規模災害発生時の部隊派遣等について」ということで、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきますと検討状況となっておりますけれども、まだ続いているということでございます。というのは、現在もまだ400~500人の人間が毎日、全国から福島県へ特別派遣という形で行っておりまして、原子力災害による警戒区域の警戒とか、そういう諸々の活動を行っております。ですから、まだ警察としては捜索も含めて東日本大震災は終わっていないという認識ですので、検討状況という形でまとめさせていただきます。

これまでの活動の中でいろいろなことが反省、検討として残っております。それを昨年警察庁としてとりまとめまして、大きく分けると、初動のときはどうなのだとか、交通規制の問題はどうなのだとか、あとは多数の被災者の方、死亡された方の身元確認とか検視の問題が非常に大きくあったので、そういう問題を今後どうしていくのかとか、行方不明者の問題はどうすべきか、災害が収まりつつある中でも治安の維持というのは非

常に大事で、それをどうやっていくのだというような、非常に多くの問題につきまして、警察庁として90項目ほどとりまとめて、全国の警察に今後のあり方について重点的に検討するよう指示をしているところでございます。

その中で出てきたのが、1枚目に書いてありますように、一番大きなものは初期に大量の警察官を被災地に送ってほしいということでもございましたので、警察災害派遣隊というものを新しくつくりました。初動の対応を強化する。もう一つは、初動の対応だけではなく、長期間にわたって、治安の維持とか交通の維持、検視体制などを確立し、警察の全般機能が現地において行われるような、そういう部隊の派遣体制を考えたものが、警察災害派遣隊です。

もう一つは、首都直下地震対応ということの主眼としておりますけれども、もし警察庁の機能がだめになったときに、どういうふうに全国警察を指示して首都直下地震に対応をしていくのだということも含めて、情報の伝達、参集の迅速化とか、本当に必要な業務は何なのだというところを見直しました。警察庁は震度7でも大丈夫だというビルには入っておりますけれども、中の機材がいわゆる長周期地震動等で使えなくなった場合、その指揮機能をどこに移すのだという問題から、これまでバックアップ施設として関東管区警察局を指定してありますが、そこまでの地理的な条件とか、政府の立川の防災基地からの距離的な問題も含めてバックアップ施設を二重化するなど、いろいろなことをやっております。

1枚おめくりいただきたいと思います。最初に説明しました警察災害派遣隊というものでございますけれども、これはそこに書いてありますように、即応部隊と一般部隊と分けて組み立てております。即応部隊というのは、これまでいろんなところでお聞きになっていると思いますけれども、広域緊急援助隊、これは消防と一緒に平成7年の阪神・淡路大震災の後に広域的な災害応急活動をできる部隊をつくるということでできた部隊でございます。これまで警備部隊、いわゆる救出・救助を行う部隊と交通部隊、これは緊急交通路の確保とか、現地での交通整理等を行ってもらう部隊なのですけれども、それに加えまして刑事部隊、これは大量の被害者、死者が出た場合に素早く身元を確認して検視をするということをつくった部隊ですけれども、これが広域緊急援助隊で、これまではそれぞれ2,600人、1,500人、600人ぐらいの体制でした。今回、検視というものは非常に大変だったということで、ここの部分を600人から1,500人に増やしております。

また、緊急災害警備隊3,000人というものを新たにつくりました。これは管区機動隊とって、各県警察に置かれております機動隊なのですけれども、これを即応部隊として指定しました。何が一番変わるかといいますと、災害に派遣される部隊というのは、現地で自活能力がないと活動ができない、現地で自分たちの食料を持って、自分たちで寝泊まりできる体制を持っていないと現地に送り込んでも長続きしないということで、即応能力を持った部隊として、緊急災害警備隊3,000人態勢をつくりました。その後、一般部隊というのが書いてありますけれども、特別警備部隊は捜索とか災害被災地における各種活動を行います。それ以外の部隊につきましては、普通の平常時において警察が行っている活

動を現地で行うということでございます。というのは、現地の警察が災害応急活動にほとんどの人間が取られてしまって、交通整理でありますとか、犯罪の捜査でありますとか、そういうものがどうしても手薄になりがちであり、それを補う部隊としてこのようなものをつくっております。

また、一番右下にありますように、支援対策部隊を新たに作りました。これは先ほど自衛隊、防衛省の方から発表がありましたけれども、実動部隊の支援体制、送り込んだ警察官の支援体制がしっかりしていないと長期間現地での活動ができないということで、その支援対策部隊というのをつくりました。現地で活動する一般の部隊が長期間活動できるようにということで、宿舎の手配や補給等を行う支援対策部隊というのを新たに組み上げて、全体として警察災害派遣隊という大規模な災害があった場合に、初動、それに続く治安対策等において今後遺漏なきを期すような体制を組んでおります。

警察庁からは以上です。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、ここで一旦区切りまして、意見交換をしたいと思うのですが、その前に前回、各機関のヘリコプターの夜間飛行について御質問がございました。これにつきまして、事務局の方から、実態を調べてありますので説明をお願いします。

○藤山（事務局） 夜間飛行とともに夜間の撮影が可能かどうかという御質問がございました。消防庁、警察庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省合わせまして、夜間撮影が可能な機材を搭載しているヘリコプターは全体で今のところ 57 機。ただ、これは全国配備ですので、すぐ首都近辺で活用できるというわけではなくて、状況に応じて駆けつけるという体制になっていると聞いております。気象条件は有視界飛行が前提となっているということと、ほとんどのカメラが赤外線カメラ。この場合はほとんど白黒の映像です。あるいは高感度カメラにサーチライトを組み合わせたものということでこういう体制が各省庁で整えられていることです。

以上です。

○ ●● それでは、先ほどの説明につきまして意見交換に移りたいと思います。大体 2 時半ぐらいまでこの部分の時間があると思います。気がつきました点、どうぞ御自由にお出しただければと思います。

審 議

○ ●● 各それぞれの部隊の中で、消防庁なり海上保安庁なり防衛省、警察庁とそれぞれの組織の中での部隊の運用なりの説明がありましたのですが、全体として首都直下地震が現実起きたとき、そういった各部隊全体を指揮する体制、全体をどういうふうに総合的に運用していくか、その辺りを最初に説明していただけますか。

○藤山(事務局) 政府全体の調整は官邸に設置されます緊急災害対策本部ですけれども、

現実的な調整は現地におきます現地対策本部、これは有明に設置が予定されております。そのこのヘッドが内閣府防災担当の副大臣。そのほか、各省庁からそこにも人間が入っていくということになりますので、現実的にはそこで調整がなされる。

○ ●● ●●、どうぞ。

○ ●● 今の関係ですけれども、1つは、緊対本部で例えば救助関係、どこにどれだけの部隊を派遣するのか。消防の場合には火災のものと救助のものと分けなければいけないという問題もありますね。そういう全体的な資源配分というのは緊対本部でどの程度できるのか。やるとなると、どこでどれだけ被害が起きているかとある程度推定しなければいけないということもある。そうすると、実際にそれは緊対本部でやるのか、あるいは現地災対といっても、現地災対はそんなすぐに開設できるのかという疑問もちょっとあるのです。そういう意味で、その辺の資源の配分、あるいは足りない場合の動員体制とか、その辺はどういうふうになりそうなのかというのは1つ知りたいのですがいかがでしょうか。

○ ●● 事務局、お願いします。

○佐々木官房審議官 今、有明という話がありましたけれども、おっしゃるとおり有明に設置するまでにワテンポあります。そういった中で実動部隊の場合は、先ほどの例えば消防の説明にもありましたけれども、震度6以上の区域が2つあれば、自動的に実動部隊が動く。自衛隊にしても警察にしても、そういうところは常に初動の態勢をつくっておりますので、まずそれぞれが自分たちの判断で動き出し始めるということになると思います。

先ほど説明がありました前に配らせていただいた資料2というものがあります。

○ ●● 最後の資料ですね。

○佐々木官房審議官 首都直下地震の場合は、現行の被害想定に基づき、1都3県に対してどこの県がどこへどれだけ応援に入るかという想定をつくって、受け入れの拠点なども整備している。ですから、あとは実際に起こった地震と想定との差異を調整しながら修正を図っていくという形になると思います。

各1都3県の災害対策本部が当然設置されますけれども、そこにおいてそれぞれの都県単位で、特に重点的に対応すべき場所について、市町村からの情報を一義的に集約しますので、そこで応援に入ってきたそれぞれの実動部隊のリエゾンがどこを対応するか調整する。更に各市町村の現地では調整本部が置かれて、この現場は警察がやる、この現場は消防がやるというような形で、階層的に調整して運用されるというのが、東日本大震災などの経験といいますか、実態を見ますとそういう形で運用がされてきているということかと思っております。

○ ●● そのときの調整なのですけれども、非常に難しいと思うのは、例えば救助にしても火災にしても、市町村単位で対応するわけですが、自衛隊は国のトップダウンで全体を動かそうとする、消防はどちらかというところボトムアップで調整をしようとする、警察はその中間ぐらいかなと思うのです。実動部隊の組織間調整というのはなかなか難しく、やれる能力のある人があまりいないのではないかと。そうすると、地区ごとにここは警察、

ここは消防となるのか、その辺が非常に難しい。今回も自衛隊の場合は、市町村の要望があってもなかなかその要望に応えられないというか、引き上げるのだったら引き上げるということになってしまっているのではないか。その辺は実際にいろんな形でシミュレーションをやってくれればわかると思いますけれども、調整が非常に難しいところだろうと思うのです。だから、課題として残っているのではないかという気がします。

○ ●● 今の点について、東日本大震災のとき、最初は大変混乱していたはずですが。●●からもちょっとお話があったのですが、多分エリアで、ここの区域は警察、ここの区域は自衛隊というように、輻輳しないようにやるのが一番効率的だということで、だんだんそうになっていったと思うのです。首都直下地震の場合にそういう形になるのか。首都ですからいろんな事象が起きるので、それぞれの部隊がどう入っていくのかといった、部隊間の調整のところは私も大変気になっています。今、●●が御指摘されたところもその部分だと思うのですが、それをうまく運用する体制をつくり上げないといけないと思います。

あともう一つは、有明というのは、常駐者はだれかいますか。あそこはいつも空ですか。

○佐々木官房審議官 国交省の公園と併設になっていますので、そういった形での常駐はいます。

○ ●● 災害の専門の担当の人はこちらから行くわけですね。

○佐々木官房審議官 そういうことです。

○ ●● 若干タイムラグがどうしても出てくるね。

○佐々木官房審議官 一度、政府として現地対策本部を置くというワンテンポがあってという形になります。

○ ●● それから皆さん方のうちの何人かが向こうの方に行って、それで指揮を執るという格好ですね。

○佐々木官房審議官 はい。

○ ●● その2つ。できるだけ有明の現地災害対策本部を速やかに立ち上げてタイムラグを縮めること、あそこでいろいろな部隊間の実効ある調整ができるようにすること。意思決定に携わるところをはやく立ち上げないといけないと思います。

あとはほかに委員の方からいかがでございましょうか。

●●、お願いします。

○ ●● 物資の輸送やさまざまな人員の輸送に際しては、船の輸送というのはすごく効果的だろうと思っています。東京湾から入ってくれば、荒川沿いにはリバーステーションもあります。港湾では、耐震護岸になっている部分では東日本大震災でも被害がなくて、耐震護岸の揺れに対する耐震性の高さが実証されました。これらの耐震護岸区域やリバーステーションを活用した、船の輸送を非常に効果的にやるというのは可能性があるのかなと思っています。

ただし、東京都がこの春に発表したような、関東大震災再来型の地震の場合には、津波の高さが高くなってしまって、逆にそういうところが使えないかもしれないという懸念も

出てきますので、津波の有無や津波による被害程度に応じて、港湾をどう使うのかというプランを用意しておかないといけないのかなと思っております。

特に今までの首都直下地震では津波があまり発生しないことになっていて、港湾が使えるという前提になっていたかもしれないので、それが使える場合、使えない場合というのを差別化して検討しておくことが重要なのかなと思っております。

コメントです。以上です。

○ ●● ありがとうございました。

●●、それから●●、どうぞ。

○ ●● 3つほどお伺いします。

1つは、人命救助、発災後72時間ということですがけれども、火災が発生した場合、火を消すということが、ある意味では人命救助よりも急がれる事態になると思うのです。消防庁の話は陸上火災の話だったかと思うのですけれども、海保の方に海上火災というか、今回の3.11の話が出ていました。首都直下地震で懸念されている1つとして、東京湾のコンビナート等の火災というのがあるわけです。これは陸上から消しに行く、海上から消しに行く両面作戦かとは思いますがけれども、湾内の火災というものに対して、海保と消防の連携がどういうふうに検討されているのかというのが1点です。

警察庁の御説明の中で、首都直下地震の場合には被災地の治安が特に大きな課題としてあるのかなと思いますが、いわゆる火事場泥棒から、平常とは違うさまざまな治安の課題が出てくるのではないかと思います。このことに関して、警察庁と自衛隊、防衛省では役割分担が違うので、治安に対する権限の意味合いが違ってくるかと思うのですけれども、そうした治安ということに関してです。

もう一つ、警察の関係で、後で警察庁からお話があるようですがけれども、交通管制ということ、これは後で警察庁のお話を聞いてからでもいいかなと思いますが、車をどう処理するかというのは大問題だと思っておりまして、もし何か補足があればということでお伺いしたいと思います。

○ ●● それでは、今の点です。交通の関係は次のところでまた用意していますので。

○ ●● わかりました。では、2点。

○ ●● 前の方について。初めに、海保と消防ですね。来ておられる方でお答えできますか。では、お願いします。

○消防庁 消防庁でございます。

1点目、コンビナート火災などでの海保と消防の連携体制というお尋ねでございました。これについては、首都直下地震ということにフォーカスしているわけでありませんが、東京湾の中でのそういったコンビナート災害が起こったときの協力体制というものについて、消防でいいますと、東京消防庁、横浜、川崎、千葉辺りが消防艇を持っていたりしますし、今は手元に資料がございませんが、海上保安庁でも相当数の勢力がありますので、どのようにして連携するかという協定もありますし、訓練なども行われている。そのような経験

を踏まえて、先ほど御紹介ありましたが、千葉の市原のコンビナート災害などのときの陸での対応も含めて、関係機関が船を出して的確な対応に当たられたのではないかと考えております。そういったものがベースでございます。

○ ●● どうぞ。

○海上保安庁 海上保安庁長でございます。

補足いたしますと、3.11のときは消防庁の室長がおっしゃいましたように、地元、具体的には千葉、川崎、それぞれの消防組織、それと私どもの千葉海上保安部、横浜海上保安部などの関係機関がどういうふうにして対応したら効果的かという連絡を取りました。私どもの資料の2ページの写真にありますように、海からのアプローチはそれなりに効果的だったわけですが、消防艇、巡視艇が連携して放水活動をしているというところから、どのようなアプローチが効果的かというのを瞬時に判断し、消防と連携を取りあっていくというのが効果的でございます。特にこういう事案で非常に教訓だったと思いますし、私も今資料を持ち合わせておりませんが、現場レベルでは連携したり図上訓練をしたりというような話し合いが進んでいると承知しております。

以上でございます。

○ ●● 現場レベルでいろいろやられると思うのですが、首都直下であちこちのコンビナートが大爆発を起こしたとかというような話になりますと、それは現地対策本部でいろいろ調整するような形になるのですか。

○消防庁 どのぐらいの規模ではどうするという事前の決まりは必ずしもありませんけれども、東京湾の中で、かなりの場所、複数の箇所で大規模な火災が起こったということになると、資源投入をどうするかということも重要なポイントになってくると思います。そういった際に、現地対策本部でいろんなさばきが必要になってくると思います。1か所ぐらい、千葉の市原みたいな形ということであれば、あのような形で現地での対応となります。

○ ●● それぞれの現場での対応ということになりますか。

○消防庁 そういうことになるのかなと考えております。

○ ●● 済みません。もう一つ、治安の関係がありますのでそれにお答えいただいて、それから●●、●●。

○警察庁 治安の関係でございますけれども、先ほど御説明しましたように、警察災害派遣隊の中に、緊急災害警備隊という部隊3,000人を新たにつくっております。パワーポイントの下の方にも書いてありますが、警察の最大の使命は救出・救助と行方不明者の捜索なのですが、それ以外にも警戒警ら等の幅広い活動にこの部隊を使えるようにして、発災当初の治安対策というものについても、必要であればこの部隊を投入してやっていけると今のところ考えております。

○ ●● どうぞ。

○防衛省 防衛省です。

自衛隊法には警察力をもって超える場合は治安出動という規定がございますけれども、首都直下地震の場合、警察力をもって対応できないような治安の悪化が生じ得るのかどうかということに尽きるわけがございます。警察庁が今説明されたように対応されれば、特段我々の出番には至らないのではないかと考えております。

○ ●● わかりました。

●●、どうぞ。

○ ●● 今の治安の問題で一番懸念しているのは、東京都、23区に大規模火災が発生しそうだという場合に、人の命を守るため、やや早い時期にあらかじめ広域避難、いわば全員地域を離れてくださいという避難をする中で、その留守をどうやって守るのか。消火隊と治安部隊というのがどのように地域を守るかという、非常に大きな課題が発生するのではないかと考えているのです。したがって、外部からの応援というのが、果たしてどれぐらいの時間で来る、時間的に間に合うのかどうかということも含めて、時間計画、プログラムを検討しておかないといけないという課題があると、私はもともと意識しています。

○ ●● ありがとうございます。今の点も今後の両組織、特に警察の方の検討の中で答えを出していただきたいと思います。

それでは、●●、お願いします。

○ ●● 指揮命令系統は、官邸が緊急対策本部になり、現地対策本部が有明になるという話なのですが、有明へのアクセス手段は、ゆりかもめのようなモノレールと、非常に限定された道路です。あそこには大きなヘリポートがありますし、近くに病院などもあるのですが、あそこに行く動線は非常にまずいのではないかと、いつも行くたびに思うのです。

首都直下で起きるときには、警察だとか自衛隊だとか、いろいろな動きの情報はあそこに多分集結すると思うのですけれども、そのような拠点をつくるのが有明だけでいいのかどうか。基本的な問題提起になってしまうかもしれないのですけれども、有明まで行く途中で、交通が非常に引っ掛かるのです。どこかの橋が落ちる可能性もあります。そういう意味では、23区内と言っても随分状況が違いますので、その辺のことを考慮に入れて検討していかないと機能不全になってしまう可能性もあるのではないかなと、行くたびに心配があるのです。何かあれば。

○ ●● 今の点についてこの場でお答えいただけますか。

○佐々木官房審議官 有明の現地対策本部についてはいろいろ整備も進んできて機能も充実してはいるのですけれども、今おっしゃったように、実際の首都直下地震が起こったとき、あそこが現地対策本部として本来想定されている機能を従前どおり果たせるかどうかについては、いろいろ検討の余地があるかなとっております。

特に東日本大震災で主に3県被災したわけですが、宮城県に現地対策本部を置きましたが、本来は岩手と福島をカバーするはずなのですが、結局そこまではできていない。むしろ県単位での連絡室辺りを通じていろんな調整が行われたというようなこと

もございまして、特に首都直下地震の場合は緊急災害対策本部、要するに同じ東京の中に本部もあるわけでございますので、この辺のところも改めて踏まえて、今御指摘の点も考えながら、どういうふうに有明の現地対策本部が機能を担っていけばいいのか考えていくということが大きな課題といたしますか、今回のむしろこの場でも議論していただく大きなテーマになるのかなと思っております。

○ ●● 2点ですね。ロケーションとして皆さんが現地対策本部に集まれるかどうか、足をもっと強化する必要があるのと、もう一つ、そもそも論で現地対策本部の機能というのが首都直下地震の場合にどれだけ有用なのかという2つだと思うのです。その点、問題意識を持って検討しておいていただきたいと思います。

あと、たしか有明がもし仮に使えないとなると、次は現地対策本部の置かれるところは東京都庁でしたか。

○佐々木官房審議官 はい。

○ ●● そこは自治体の方と一緒ににはなるわけですね。そこが無事だということが前提になるけれどもね。その点はよろしくお願いします。

それでは、●●、どうぞ。

○ ●● 今日は消防庁、警察庁、海上保安庁、自衛隊からお話をいただいて活動が非常に多義的である、実動部隊といっても非常にさまざまなことをされるのだということがよくわかりました。それぞれの省庁で、それぞれちょっとずつ違ったフェーズにフォーカスを当てていただいて御説明をいただいているのですけれども、対応されているフェーズ、言ってみれば発災からのフェーズが随分違うのだとも思うのです。是非フェーズごとに、どういうふうに各省庁が連携するのかわかりやすく整理していただきたい。

基本は警察と消防だと思うのです。域内に分散配置を既にしているわけですし、そういう意味で言えば、消防にしる、警察にしる、日本の中で一番の精鋭が配置されているところですので、通常の事案であればローカルに全部連携もし、処理ができるのだろうと。そういう力をもともとお持ちですから。ただ、首都直下地震の場合にはそれが同時多発をするので、当然資源に不足が生じる。その不足する資源をどう充当するかは、一義的には消防庁であり警察庁が差配すべき問題なのだと思うのです。その2つが手に余るといのであれば自衛隊に出動をお願いして、そこから初めて国の緊急災害対策本部の所管になるのではないかと。

何となく有明というのは魔法の言葉のように聞こえてしまうのですが、今御議論あったように、発災当初はそう簡単には動けないと考えれば、まずふだん所管をされておられるところで処理をして、それが手に負えなくなってもう一つ上に上げるというような体制というのをどうしてもつくりたいとまずいかな。

有明が機能するとしたら、ずいぶん経ってから、2週間とかそのくらい経った後に、一応通信もある程度の最低限の道路やネットワークもできて、それこそ今日防衛省の方から御指摘があったような、言わば応急対策が真っ盛りになったときにどういうふうに最適に

資源を配分していくのかというところの中で問題になる。

そういう意味では、今日、防衛省がお話いただいたように、自衛隊はそんなにオールマイティではありません。やはり優先順位をしっかりとつけて自分たちの位置づけを国全体として是非明確にしてほしいという御要望は、今回本当にいろいろやっていただいたからこそ逆に出てきた問題意識だと思います。そのソリューションとして出していただいているのが緊急災害対策本部機能の充実ですので、その意味ではそののどこをどう充実していくのかということ。これは首都直下には限りませんが、3連動でもそうですし、非常に重要な課題だと思います。

その中に御指摘があった、餅は餅屋的なもの、全部を官僚の皆さんがやるというのではなくて、それぞれのスキルに長けている専門の民間の人材を災害対策本部の中に入れて連携を図っていくという、官民連携型の対応ということも必須だと思います。先ほどの海上のコンビナート火災はもう既に協定があって訓練もされているということですから、人命救助や、消火といったいろいろな課題について、首都直下地震を例に挙げながら、国、各省庁、都道府県がうまく連携できるかというのをシミュレーションしていただく、整合的に整理するような場をどこかできちっと設けていただければと思います。

○ ●● ありがとうございました。フェーズごとに分けて時系列で整理しておく必要がありますね。今日は全体の御説明ということで各運用の部隊の皆さん方、総括的に話をされたと思うのですが、場所が首都直下なので、他と明らかに違うのは現地対策本部と緊急災害対策本部がほぼ同じような地域にある。東京都庁とか自治体の方との連携も極めて重要になっていきますし、時間経過とともにそれをどういうふうに組み合わせればいいのかを考えることが、実効ある対策につながっていくと思います。多様な災害、どういうものを想定するかということも大事になりますが、フェーズごとに整理して、もう既にある程度やり方ができ上がっているところと合わせて、必要であれば協定も結んでおくといった、実効ある仕組みの構築や、それに基づいて訓練をたびたび行うといったことが必要になるのではないかと思います。

●●、どうぞ。

○ ●● 被害想定でどういうものが出てくるかによるのですけれども、恐らく被害想定をやると、多くの生き埋めの人が出て、それに対応する消防関係あるいは医療関係は、資源が足りなくなることは明白なのです。そのときに、自衛隊の場合は10万人という今回の動員がかなり上限に近いということですし、緊急消防援助隊その他もある程度計画されていますが、それ以上出すのは非常に大変だということになるわけです。そうすると、やはり何とか資源をもうちょっと増やせる方法ということも考えておかないといけないのではないかと。

これはこれから議論をしていただきたい点でもあるわけですが、例えば緊急消防援助隊は4,500隊ということですが、これは派遣元の消防力を落とさずに何とか動員できる数というところ、このぐらいに絞られるかもしれません。そこで、例えば消防団を地元で

動員して、消防団の人に常備消防的な役割を一時的にしてもらおうということであれば少し増やせる。それは恐らく警察、自衛隊はどの程度できるかわかりませんが、そういうものを準備しておいて、本当の最悪事態になったらそこも来てもらわないといけない。これは規模の大きいものを考えるときには、やはり通常でできるものよりも更に一段と資源動員するという仕組みを考えておかないといけないのではないかとということが一つ。

あと細かい話ですけれども、●●がおっしゃった治安維持に関係して、●●のご専門でもある流言対応も問題です。どういう流言が出てきて、どういうふうに対応していくのか。これも特に首都直下地震の場合は考えておかなければいけないのではないかと気がするので、その辺がなかなか定量化とか対応も難しいわけですが、考えておく必要がある。

フェーズごとに考えると●●がおっしゃったのはまさにそのとおりなのですが、先ほどから話に出ている初動の部分の対応は、有明では難しいかもしれない。そうすると、被災状況によるわけですが、都道府県が中心になって、被災した市町村の対応についてある程度調整するということになる。そうすると、初動の段階では都道府県災対本部の中に、その役割を置いた方が有効に機能するかもしれないという気もちょっとするのです。有明が使えるといいですが、ある程度状況が固まってきて、それで首都圏全体としてどうするのか、どう対応するのかということになれば、現地災対本部が必要なことは明白だと思います。有明ありきということではなくて、さまざまな状況を想定して、どこに、どういう形の機能を、どの段階で、どのフェーズで置くのか、柔軟性を持っておくことも検討していただきたいなと思います。

以上です。

○ ●● 今のところはよろしいですか。

●●、どうぞ。

○ ●● まさに今の点に関連して、例えば警察と消防というのは●●がおっしゃったように、たくさん実動部隊がいるわけですが、その形が警察は県警本部体制ですし、消防は自治消防ですから市町村に部隊が置かれている。最初の段階はローカル主義だと思うのですが、広域応援とか警察でつくられている県単位の派遣という話になったときに、それをどういうふうによく運用するか、1都3県、4都県の応援要請というのをどういうふう調整しながら全体を運用するか、この時点で現地対策本部での調整が必要になってくる。知事が個別の要請を出す前にさばいておかないといけないのだと思うのですが、この時点が首都直下の地震で一番重要な時期かなと思っています。

東日本と違うのは、県境というのが市街地で埋まっているということで、川がありますけれども、実際の火災は東京から埼玉とか、町田と横浜が一斉に燃えてしまうとか、そういうような、1つの災害事象が県を超えてどんどん展開する可能性があるというのがこの首都直下地震だと思います。県単位にというのはかなり初動の時期ということに限定されるを得ないのではないかとというのが私の感覚ですので、どれぐらいの時間で現地対策本

部が立ち上がり、それぞれの体制が取れるのか、あるいはそれまで都道府県に拠点を置いて展開するのであれば、そこに国、中央省庁から誰を派遣するのかどうかを含めた検討を是非ともしていただければと思っております。

○ ●● ありがとうございました。

●●、どうぞ。

○ ●● ●●がおっしゃっているのはかなりリアルな話のように思います。先ほど申し上げたように、ローカルに対応した次は消防庁であり、警察庁ではないかといっているのは、そういうニュアンスがあって、都道府県も勿論重要なのですが、都道府県の知事部局がおやりになるというのはちょっと違う種類の活動ではないか。やはり救助であり消火というのは専門スキルが必要なこととなりますから、そういう意味では専門のメンバーシップがはっきりしている中で、ユニフォームを着ている人たちがやることです。東京の場合、東京消防庁の手に余ってしまったらもうこれは消防庁が持っていくしかないのだろうと思いますし、警察はもともと県単位に連携されていますから、1都3県がどういうふうに連携するのかという形でやる方が効率的かなと。では、有明は何をするのかというと、私は1都3県プラス各省庁の連携の場のように思うのです。

ですから、大事なのは、例えば9都県市と言った方がいいのかもしれませんが、9都県市のユニットから、自分たちの総合調整をしてもらう場として現地災害対策本部を見てもらって、そこに行けば国あるいはほかの自治体の皆さんといろんな調整がつく場。今回の東日本の場合には仙台に現地災対本部が置かれたとき、岩手なり福島からリエゾンが行っているかという、必ずしも行っていないわけですね。勿論、国の方からは派遣してはいますけれども、本来は現地災対、あの地域全体の災対として考えるのであれば、岩手の代表もかなりハイランクな方、福島もかなりハイランクな方にあそこに詰めていただいて、全体としての状況認識を統一していただく必要はあったのだと思うのです。首都直下地震はまだ距離的にも1都3県近いですから、そういう意味で有明を生かすとすると、9都県市の皆さんがどれだけあそこを大事に、要求の1本窓口として見ていただけるかにかかっているように思うので、そこのところは是非また国もいろいろ御配慮いただけたらと思います。

○ ●● それとその後ろにある県庁と有明が太い情報のパイプでつながっていないといけないのです。

○ ●● 今お話がありましたが、私の経験からすると、自治体職員の役割というのは、こういう場合は多少異なっている。首都圏ですから、各自治体の防災対策部門には相当専門性の高い職員がいると思いますが、岩手の場合は自衛隊のOBの方に来ていただきまして、災害対策官という形で専門性を備えていただきました。東北では一番早い部類だったと思います。岩手もそうでしたけれども、一般的に言うとそれ以外はどうしても防災の部隊運用の役割を担っていませんので、そこは部隊をお持ちになっているところを中心に防災のさまざまな対応を取る。

被災者への救護活動では、自治体の役割はものすごく大きい。そこをうまく組み合わせていく必要があると思います。首都圏の場合には、いずれにしても自治体間の距離とかさまざまな事象があつという間に急速に拡大していくので、連携というのは相当手厚くしなければいけない。そういう意味では非常にいろんな指揮運用体制をきちんと整えるということは何となく重要になると思います。

先ほど●●の方から少し流言飛語のようなことが出まして、これはまた大きな問題です。この間の東日本でも若干そういうことはあったようですが、最近はインターネット社会だからあつという間に、それぞれの話が広がっていきます。これは民間の方も含めて、メディアの人たちの機能とかをどこかで議論しなければいけないと思うのです。どういう対策を取っていけばいいのか、考えていかなければいけないと思います。

●●、どうぞ。

○ ●● これは意見というか感想も含めての意見なのですが、資料4の警察庁から出している資料は、携わる方々の人の姿が一番写った写真が使われているのですが、この写真を見ると女性の姿は相談対応のところが一番目立って写っていて、あとは例えば一般部隊の交通のところだとか、警らのところなどは男性ばかりというイメージがします。これは今日の資料ではいいと思うのですがけれども、今後はホームページや何かに掲載されるときのことを考えて、少し写真の選択などについて、その辺の男女のバランスなども少しお考えいただいて選択していただければと思います。

以上です。

○ ●● わかりました。それでは、その点はよろしく願いいたします。

どうぞ。

○経団連 1点だけ。前回の東日本大震災のときの反省ということで見ますと、情報収集、その発信が十分だったかということが非常に大きな課題だったと思います。本日の説明では、情報がある程度取れるという前提で、横の連携、あるいは部隊の緊急出動などの強化が打ち出されていると思うのですが、現行の情報収集、あるいは分析、発信などの体制が発災時にどの程度機能するのかを検証していただいた上で、今後あるべきそうした体制の強化というものもお考えいただく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

資料説明

○ ●● わかりました。

それでは、前半の方の議論はこの程度にさせていただきまして、もう一つの議題であります「交通の確保体制のあり方について」の方に入りたいと思います。これも資料がございますので、最初に警察庁の方から説明をお願いします。

○警察庁 警察庁交通局交通規制課理事官の●●と申します。よろしく願いいたします。

私の方から、大規模災害発生時の交通規制対策について御説明させていただきます。

内容は大きく2点ございまして、1点目は大規模災害が発生した際の交通規制の実施要領の策定ということ。2点目が、首都直下地震に対応するための交通規制計画の策定の2点でございます。

それでは、お手元の「大規模災害発生時の交通規制について」と題された資料の1番のところをごらんいただければと思います。

災害対策基本法では、国の行政機関、日本赤十字社、NHK など公共機関、これらをまとめて指定行政機関等と呼んでおりますけれども、これらは災害応急対策を実施する責任と義務を負っているというところでございます。

災害応急対策を迅速に実施されるためには、指定行政機関等が運転中の緊急通行車両が円滑に被災地に入ることが必要となります。このため、都道府県公安委員会では、被災地につながる道路について一般車両の通行を禁止または制限するという交通規制をすることができることとされております。警察におきましては、この交通規制をする道路につきまして、緊急交通路と呼んでおります。

次に2番をごらんください。東日本大震災におきましては、東北などの高速道路を中心としまして緊急交通路に指定し、一般車両の通行止め規制を実施し、被災地における災害応急対策の円滑な実施に努めました。

カラーの別添資料の1ページ目にごございますように、3月12日の交通規制開始後、まず、東北道、常磐道等に最初に広く規制の網をかけた後、高速道路の復旧状況等をにらみながら、逐次交通規制のエリアを縮小いたしますとともに、医療品、食料品、生活用品など被災地のニーズを踏まえながら、通行を許可する対象車両の範囲を拡大するという柔軟な対応をとりまして、大きなトラブルもなく比較的短期に交通規制を解除することができたと考えております。

こうした東日本大震災の対応を踏まえまして、警察庁におきましては今後の対応について検討を進めてまいりました。資料にお戻りいただきまして、3番のところをごらんください。

まず、大規模災害発生時の交通規制につきまして、(1)アにありますように、今回の対応を踏まえまして、ノウハウをまとめたマニュアルを整備しております。カラーの別添資料2ページ目をごらんいただければと思いますが、基本的考え方といたしましては、先ほど申し上げました交通規制の範囲の縮小、標章の交付対象の拡大といった東日本大震災における対応と同様の考え方を示すということ。発災後の緊急交通路の通行を認める車両に関しましては、第1段階と第2段階に分けまして、第1段階では人命救助とライフラインの確保を最優先ということ。第2段落で柔軟な対応を取ることとしております。

これまでの運用と大きく変わります点につきましては、3の(1)のイのところがございますが、民間車両の取扱いの明確化ということでありまして、災害対策には行政機関のみならず民間事業者の車両が多数利用されますので、東日本大震災の対応同様、通行禁止の

対象から除外することがあるということを明確にいたしますとともに、これらの車両のうち、重機運搬関係などの車両については、発災後標章をスムーズに交付できますように事前届制度を導入したというところでございます。

続きまして、資料の3の(2)でありますけれども、首都直下地震発生時の交通規制計画原案の作成について御説明いたします。

カラーの別添資料の3ページの「1 背景」のところに記載しておりますけれども、東京湾北部を震源とする首都直下地震が発生した場合には、都心部を中心に甚大な被害の発生が見込まれております。そこで、警察庁におきましては、関係都県警察とともに、広域交通規制計画の策定を進めてまいりました。

次のページの「3 原案の概要」のところに基本的考え方ということで書いてございますが、地震発生直後から都心部への車両の流入を禁止するという。緊急交通路の指定路線から一般車両を排除しまして、その後、道路の安全が確認された場合には緊急交通路の指定を行うということにしております。

次に、緊急交通路指定の予定路線でございますが、カラーの別添資料の4ページ、2段目のところに地図を付けております。その拡大したものは更にその後ろに付けてございますけれども、東日本大震災の経験を踏まえまして、高速道路を中心に広域的に部隊や物資を輸送するためのルートを確認するということとしております。

これらの路線が利用可能かどうか確認するためには、緊急点検箇所ということで1,859か所あらかじめ選定しておりまして、速やかな対応ができるようにしたいと考えております。更に交通検問所を288か所設定しておりまして、警察官の配置計画も策定しているところであります。交通検問所におきましては、通行許可者を選別するとともに、主要なインター入口など105か所におきましては標章の交付事務もこちらの方で行うということとしております。

以上の内容につきまして、今後更に関係方面と調整を行い、意見をいただきながら見直しを行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、あと意見交換をしたいと思いますが、この点についてどうぞ。

審 議

○ ●● 先ほどお話ししたことを補足させていただきます。

多分東京都というか首都圏で一番大きな課題になるのは、発災時間がどういう時間かということで、これは最大の不確定要素でございます。阪神大震災のような朝5時46分というのは一番路上に車が少ない時間帯ですし、3.11の平日の午後2時過ぎというのもそれほど多くはない時間帯かなと思うのですが、夕方、あと2～3時間後になると、首都圏でも

一番車が動き出しているある意味では時間帯になってくるかと思います。

要はその後の 12 時間、24 時間、ここでいう緊急交通路を指定して物資の輸送その他が始まるまで交通のコントロール、啓開をどうするのかということが最大の課題かなと思っています。

3.11 のときも 3 時からその日随分長い時間区部を中心に、何も被害はなかったのですけれども、大渋滞を起こしてしまいました。被害がなかったがゆえに大渋滞が起きたとも言えるのかもしれませんが、この車をどういうふうにさばいて路線を確保していくのかということ。そして検問をして一般車両に入れないでさまざまな活用をするということになるのだと思うのですが、最初の 12 時間、24 時間について、既存の車をどういうふうに対処しながら緊急輸送路その他の緊急活動の空間を確保するか、ここが最大の課題かなと思っています。その辺につきまして少し御検討があればお伺いしたいというのが 1 点です。

○ ●● 今の点について、これは警察の交通規制課の方が一番よろしいですか。要は新たな流入をコントロールするのは簡単なのですが、今ある車をどうするのかの点ですけれども、何か御検討しておられるのではないかと思います。よろしいですか。

○警察庁 委員御指摘のように、やはり時間帯によりまして条件は非常に変わってくると思われま。それは当方の体制の問題も同じでございます、夜間であればそれなりの体制しか取れないところがあるかと思われま。

今、警視庁の方で独自に検討しているものとして私ども聞いておるところでございますが、今、申し上げた最初の緊急交通量より前の段階で、道交法に基づく規制ということで、緊急自動車だけの規制というのを最初の段階としては考えておるようでございます。当初予定しておる緊急交通路よりも更に道路については限定した形で、より少ない体制で対処できるような形というものを準備しておるということのようでございます。

ただ、全体的な部分でいいますと、まだまだ時間条件とかそれを踏まえた計画というのが相対的にまとまっているということではございませんので、御指摘も踏まえまして今後検討していく必要があるかとは考えてございます。

○ ●● まだ被害想定が出ておりませんので何とも言えませんが、環状 7 号線内外の木造密集市街地が、恐らく人命救助、建物の倒壊、更に火災といった、最大の災害現場になると思うのです。それを前提にして車をどういうふうにコントロールするのか。そして、必要な消防車両等の投入、迅速な応援部隊の投入ということのための路線がどう確保されるのか。そこはかなりいろんなケース、いろんな時間帯で御検討いただいくことが、実際のときには何よりも有効に働くのかなと思っています。今後は被害想定が出てからという側面が非常にありますけれども、是非検討していただければと思っています。

○ ●● ありがとうございます。これはもう少し強制色の強いような措置を検討していただいくということですか。

○ ●● そうですね。従来は一次規制、二次規制ということで幹線道路の車をむやみに動かさないで左へ寄せて停める、このまま離れる場合にはキーを付けたままドアをロック

しないで離れてくださいということをしてきたわけですけれども、高齢社会とともに出てきた、避難に車が必要だという話が問題も含めて、災害時にどういうふうに車を走らせるのか、走らせないのか、これが最大の課題かなと思います。3.11のような状況になってしまうともうコントロールが効かないので、消防も救急もなかなか思うようには動けないという状況に至ってしまいます。東京ルールあるいは首都圏ルールをきっちりと了解しておいていただくような、事前の周知徹底というようなことが非常に重要になってくるかと思っています。

○ ●● わかりました。

今の関係ですか。それでは、次に●●で、それから●●、お願いします。

○ ●● 私は●●が言ってくださった中に含まれていたのかなと思っていたのですが、実は警察がもう一つお困りになっているのは、放置車両の移動なのです。1983年の日本海中部地震だったのですが、釣り人が30人ぐらい亡くなっていて、そのほとんどの人たちは2日経ってからでないと身元がわからない。それはなぜかという、放置車両は私有財産なので、警察といえども強制的にドアを開けられず、2日待つて持主があらわれないからというのでガチャッと開けて、車検証を見るということをしていたのです。

●●の心配はドライバーが言ったとおりに動かないだろうという心配なのですが、かなりの車がドライバーなしに放置されていて、当然それはロックされているだろうから、それに対して警察はどこまで強権を発動できるのかということがもう一つ心配です。そこもある程度さばいておかないと交通には非常に支障になりますが、あからさまに私有財産に対して介入するので、そこら辺の整理も多分併せて是非考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○ ●● よろしくその点は。多分、緊急政令などの議論もそれに絡んでくるのだと思います。よろしくをお願いします。

それでは、●●、どうぞお願いします。

○ ●● 教えていただきたいのですが、大都市、東京の場合はJRとか私鉄の交通網が非常に発達しています。物資の輸送はなかなか難しい面もあると思うのですが、そういったJR、私鉄は人の移動とか避難とか、そういったことに活用できるはずだと思うのです。そういった鉄道網と道路網とのすみ分けというか、道路網、鉄道網に関して、災害時にどう活用していくという前提の下でこの検討が行われているのかということをお願いいたします。

○ ●● わかりました。これは事務局の方がいいですか。鉄道網の活用の話です。

○佐々木官房審議官 今、BCPを全体でどうつくっていくかという中で、鉄道網というのは非常に大事な部分なのですが、全般的に帰宅困難者対策とかに象徴されますように、初期においては特に相当程度鉄道は止まってしまうという想定の中で、道路は比較的使える部分もあるということですが、タイム、フェーズごとでの違いというのは出てくるのかなと思っています。特に初期段階では鉄道網等に頼るという前提の計画、想定はなか

なか難しいのかなと思っています。

○ ●● 先ほど●●がそういうときは船が大事だと言いました。船と道路、海上輸送と陸上輸送について、当初は止まっているでしょうけれども、鉄道輸送も含めてどう活用するか。今おっしゃったフェーズごとに考えていくことが非常に大事だと思います。よろしいですか。

●●、どうぞ。

○ ●● 専門ではないのですが、車の利用というのはなかなかコントロールするのが難しい。結論から言うと、しばらくの間は恐らく使えないという前提でいろんなことを考えておかなければいけないのではないかという気がするのです。というのは、信号はまず停止する。停止すると交通容量は激減するということはわかっていて、その段階でみんなすぐ近くの駐車場か何かに入れてくれればいいのだけれども、そうはならなくて、やはり帰ろうとしたり、目的地に行こうとしたり、更に新たに火災があれば避難しようとする。そのときに高齢者は車の避難ということを考えるし、高齢者の家族が中に入ってきて、要するに迎えにくる人がかなり増えてくるはずなのです。そういうのが一斉に出てくると、それをコントロールするというのは非常に難しい。もし強制的に都心に入るのを防ごうとすると、それはそこで止まってしまって片側は全部使えない。最後の事態はそこが放置車両になってしまうという問題になるのです。

そうすると、緊急車両を含めて車の問題は非常に難しい。だから、ハードで対応しないと難しいので、まず信号をとにかく何とかしてもらわないといけない。シミュレーションすればすぐわかると思いますけれども、しばらくの間使えないと考える。ほかの計画にさまざま影響するものですから、現状ではある範囲内はほとんど動かないという前提で、ほかの計画をつくってもらわないといけないのではないか。それでは困るのでどうするかといったとき、ハードウェアを中心に、勿論、規制や何か、ソフトウェアも絡めてやらなければいけませんけれども、そうしないと非常に難しいということですね。

だから、こうやって規制をやれば緊急輸送ができるという幻想を持たせないことが極めて重要であるし、発災後に車のドライバーへ、こういう状況だからとにかく出るなということ徹底的に広報しないといけないのではないかという感じがいたしました。

○ ●● ありがとうございます。

●●、お願いします。

○ ●● ここに災対策に基づいて緊急通行車両の確認標章の交付拡大というのが書いてあります。私たちは東日本大震災災害支援全国ネットワークというのをつくらせていただいて、政府と定期協議をずっとさせていただきました。その過程で緊急に災害ボランティアセンターを現地で立ち上げなければいけなくなり、一刻でも早く現地に入らなければならなくなったとき、政府の計らいで緊急通行車両として認めていただいて、現地に入れました。高速道路代なども減免もしていただいて、その辺で機動力が上がったのですけれども、今回は最初にその段階でつまずきました。

ですから、限定はかかってもいいと思うのですが、現地災対本部で災害ボランティアセンターを立ち上げる人員については、緊急車両の枠の中に入れていただかないと、立ち上げが非常に遅れてしまいます。可能ならばその辺の御配慮をしていただきたい。今年はその道が開かれましたので、お願いできればと思います。

○ ●● 今の点、また検討しておいていただきたいと思います。

○ ●● 御検討いただければありがたいです。

○ ●● ●●、どうぞ。

○ ●● 今回の緊急輸送道路の指定というのが高速道路中心にされるというのは非常に合理的だと思っているのです。環七以内全部というのは必要となる人員の面からも絶対あり得ないだろうと思うし、東日本のときにうまくいったのは高速道路を中心にやったということが大変大きな教訓だと思えますから、首都圏の中で高速道路中心にやる。

これでいくと一般道も結構やることになっているので、そういう意味で言えば、例えばレベル1、レベル2ではないですが、全部やるとしたら今この指定のもの、最低限はこのぐらいというような、プランA、プランBみたいなものもあってもいいのではないかと思います。

東日本で大失敗だったと思うのは、被災者には高速道路料金を無料にしますとしたお陰で、まず自治体のり災証明書みたいなもの、被災者証明を発給する業務が新しく増えたこと。そして、このETCの世の中なのにどこの高速の出口に行っても混んでしまったことです。もし、無料にやるならば、一定期間全部無料にすべきなのではないかとも思いますし、わずかな支援にり災証明書の提出を求める式の被災者支援というのは、ほかのところでも実は最近またそれに似たような政策を出されたりしていますけれども、地元自治体にとっては非常に迷惑というか、よけいな事務量ばかりが増えて、現場での混乱が上塗りされるようなことが多いので、やるなら思い切ってやるし、やらないならばやらないというふうに、そこも是非徹底していただくことも、交通をスムーズにするという意味でも大変重要だと思います。

以上です。

○ ●● どうぞ。

○ ●● 今の関連で一言だけ。地図がちょうど出ているのですけれども、東京湾北部地震で想定していると、この外環、環状の内側に被災の現場があるわけです。遠隔地からの物資の応援、部隊の応援というのは否応なく高速道路で来るのですが、どこで下ろして被災現場へ入れるのか、そこが一番の課題なのです。下ろすところが日常的に一番混雑している場所ですので、先ほどの一般の交通をいかに排除するか、緊急時にどう動かさないで置いておくか、先ほどの放置車両も含めてどれだけ早く外へ出すか、そして災害対応の後のさまざまな瓦れきも含めて捜索その他をやっていくか、時間のフェーズと災害のフェーズの進行に合わせてどういう交通管制が一番望ましいのかということが一番の課題です。つまり、東日本のように末端の方に被災地があるという場合と、都心に被災地があるとい

う場合では、交通に対する考え方はかなり違うのではないかと考えておりますので、そこを是非御検討しなければいけないのではないかと考えています。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、交通の関係というのは東日本の場合にはもう被災地で三十数万台か40万台ぐらい車両が流されてしまいました。そもそも道路交通も輻輳するところはほとんどなく、希薄なところでしたが、首都直下地震の場合にはとても大きな問題になります。恐らくそれで議題をあえて分けたのだと思いますが、今まで出た意見のほかにも、各委員でご意見をお持ちだと思います。大変重要な要素でありますから、被害想定が具体的に変わったとき以降なのかもしれませんが、またどのような検討をした上で対策を講じようとしているのか、改めてそういう機会を設けてきちんと説明していただければと思います。また議論をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

閉 会

○ ●● それでは、今日は以上にしたいと思っておりますが、最後になりますけれども、横浜市から御提供いただきました資料、お手元にこういう冊子が2つあると思います。これにつきまして横浜市から説明をお願いします。

○横浜市 前回、外国人に対する広報の問題が議論になりましたので、参考までにとということで、これは9都県市共同で作りました外国人向けのパンフレットでございます。ごらんいただきたいと思いますが、実際に発災した後はもっと生活に密着したリアルタイムの状況が必要となると考えております。

以上です。

○ ●● ありがとうございました。これは9都県市の方で、自治体の方でお金を持ちよってつくられたものですか。

○横浜市 そのとおりです。

○ ●● わかりました。ちなみに日本語の方は別にして、外国語の方のものはそれぞれの自治体のどこかに行く積んで置いてあるということですか。

○横浜市 それぞれの自治体で配布場所は違うと思うのですが、例えば横浜市では防災訓練のときとか、あるいは国際交流センターとか、そういうところに置いてあります。

○ ●● わかりました。御参考にしていただければと思います。

それでは、本日の議事は以上で終了いたしたいと思っております。

あと事務局の方から何かありますか。

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

次回は9月6日、木曜日、13時からこの会議室にて開催させていただく予定としております。よろしくお願いいたします。

なお、資料の送付を希望される委員の方は、封筒にお名前を御記入いただき、資料をお

入れになってその場に置いていただければこちらから送付させていただきます。

以上をもちまして、本日の会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○ ●● どうもありがとうございました。